

長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。）第6条第1項第3号の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準を次のように定める。

1 地区計画等の区域内における基準

次の表の左欄に掲げる地区計画のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）内においては、申請建築物（法第5条第1項から第3項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。）が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち右欄に掲げる事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に規定する条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。

地区計画	地区整備計画に定められている建築物等に関する事項
南林間駅西地区地区計画	(1) 建築物等の用途の制限
神明若宮地区地区計画	(2) 建築物の容積率の最高限度
千本桜地区地区計画	(3) 建築物の建ぺい率の最高限度
渋谷南部地区地区計画	(4) 建築物の敷地面積の最低限度
大和駅東側第4地区地区計画	(5) 壁面の位置の制限
下鶴間高木地区地区計画	(6) 建築物の高さの最高限度
下鶴間山谷北地区地区計画	(7) 建築物等の形態又は意匠の制限
つきみ野6丁目地区地区計画	
下福田地区地区計画	
下鶴間山谷南地区地区計画	

2 景観計画の区域内における基準

景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画の区域内（大和市全域）において、申請建築物が同法第16条の規定による届出の対象に該当する場合には、当該景観計画に定める行為の制限に関する基準のうち、建築物の色彩の制限に関する事項に適合すること。

3 都市計画施設等の区域内における基準

申請建築物が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画の認定を行わない。ただし、申請建築物に関して、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (2) その他の法令の規制により、建築物の長期にわたる立地が望ましくないと認められる区域

附則 この基準は令和2年8月27日から施行する。